第 28 回 共同実施事業管理委員会 東京都作業部会 議事要旨

日時: 平成 31 年 3 月 27 日 (水) 18:30~19:30 会場: 東京都庁第一本庁舎 33 階南側 A − 1 会議室

1 開会

2 議事

(1)選手村宿泊棟照明設置・撤去に関する業務委託について

<説明・確認>

- ・事業の概要について組織委員会から説明。個別案件確認表について、 組織委員会及び東京都からそれぞれ説明。
- ・「東京都が負担する経費の基本的な考え方」の4点に対応していること を確認。

く質疑、意見など>

- リースについてもパートナー供給権の対象になるのか。⇒そのとおり。
- ・リュース率 100%は可能なのか。
 - ⇒現時点のリース会社へのヒアリング結果である。実際には、リース会社が取引先企業と契約を締結する際に決まるが、リース会社は競争入札の中で、リユース率 100%であることを前提に価格を設定するので、達成されないと、リース会社の持ち出しが増える。
- ・シーリングライトはすべて同じ製品か。 ⇒そのとおり。
- すべて新品を取り付けるのか。
 - ⇒レンタルではなくリースのため、基本的には新品である。
- すべての部屋が対象になるのか。
 - ⇒宿泊用の寝室とリビングが対象。トイレは対象外。
- ・ベッド数に対してシーリングライトの数字が少ないが、どのように積 算しているのか。
 - ⇒シーリングライトは、最低でも1住戸の中に、寝室1つ、リビング1つの計2つ。大きい部屋だと1住戸の中にベッド2台の部屋が4室ある。
- 選手村の照明関係の発注はこれですべてか。
 - ⇒シーリングライトは本件のみ。トイレのダウンライトは本体工事の 中に含まれている。

- (2) 平成30年度第3四半期の実績報告について
- (3) 平成30年度分共同実施事業の確認について
- (4) 平成31年度共同実施事業の年度協定書について

<説明・確認>

資料4から資料6について組織委員会から説明。

く質疑、意見など>

- ・工事の進捗が遅れているわけではないという理解でよいか。
 - ⇒進捗が遅れているわけではなく、中間出来高検査方法の変更による。 一つひとつ検査をする都度工事を止めるのは非効率的であり、ある 程度一括して検査をすることとした。これにより、検査対象年度が 変更になったため、一部の支出が翌年度にずれている。
- ・仮設インフラとオーバーレイに要する経費について、東京都と組織委員 会の費用負担は最後にならないとわからないのか。
 - ⇒撤去まで含めた金額の確定は負担割合が明確になり次第、精算することになる。
- 3 意見交換 特になし
- 4 閉会